

1 命名に関する条件

- (1) 法人等が命名する名称は施設の愛称であることから、施設の名称の変更は伴いません。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、法人等は契約期間内の愛称の変更はできません。
- (3) 愛称の表示にあたっては、正式名称を併記します。

2 命名又は使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) その他県有資産の愛称として使用することが適当でないと思われるもの
- (8) 矢印、距離等の交通案内、規制標識等と誤認させるおそれのあるもの

3 愛称の範囲

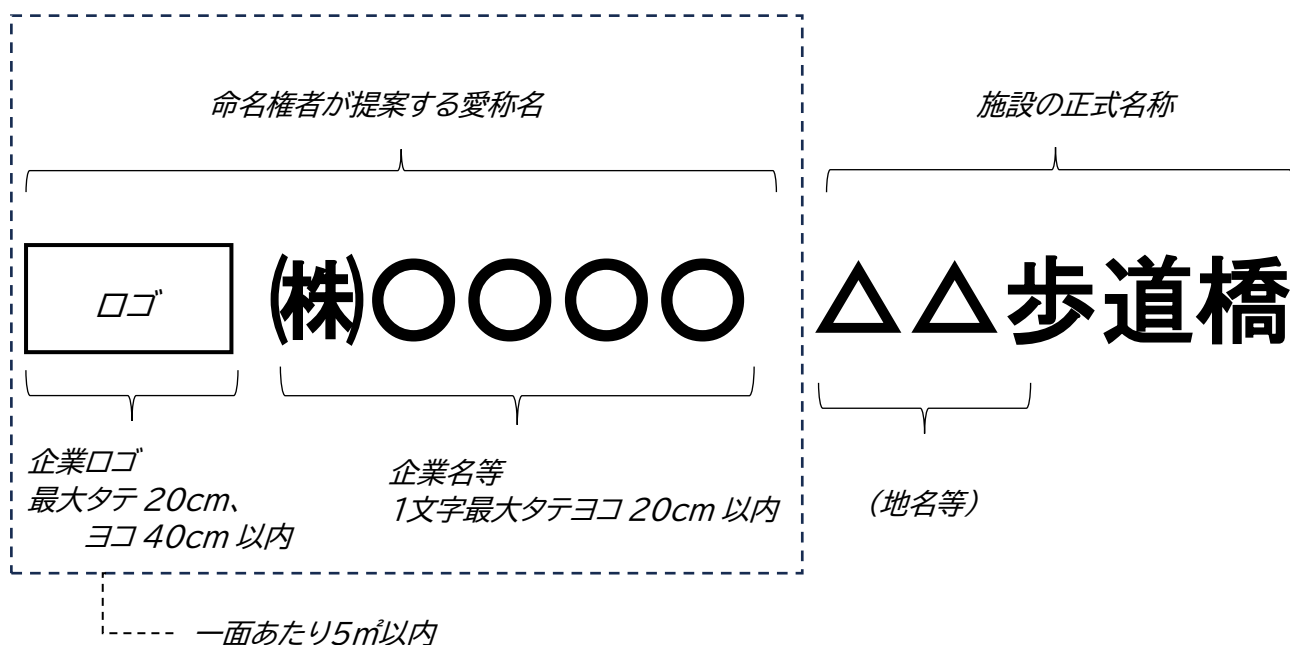
対象施設の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名、キャッチフレーズ等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいものとしてください。法人やブランドのロゴマーク(権利を有する登録商標であることが前提です)等も使用することができます。キャッチフレーズやロゴマークのみ等の命名は不可とします。

4 愛称表示の条件

- (1) 愛称のデザイン及び表記は、愛称の一部を過度に強調ないしは視認性を低下させるなど一体性を欠くもの、又は全体としての視認性を低下させるものでないこと
- (2) 表示する文字(ロゴマークを含む)の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、1文字あたりの大きさは最大 20cm角までとし、一行で表示すること
- (3) ロゴマークの大きさは原則2文字までの大きさとする
- (4) 文字(ロゴマークを含む)の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や規制標識等との誤認の危険性のある色や図柄等は使用できない
- (5) 愛称表示は文字(ロゴマークを含む)の表示のみとし、文字背景への着色は認められない
- (6) 提案された愛称(ロゴマークの形状、文字フォント、文字色等を含む)は、屋外広告物条例や交通管理者との協議等により、デザインの変更を求める場合があること*
- (7) 表示方法は、歩道橋の桁面に、シール貼付けまたは塗装とすること
- (8) 愛称表示時、表示期間中及び消去時に表示に起因して歩道橋の塗装が剥離した場合及び歩道橋に文字跡が残った場合の再塗装等も命名権者が費用負担し、実施すること
- (9) 募集対象としている施設について、道路管理者は通常の水準の管理を行い、募集・応募に伴う特別な整備等を行わない(このため、応募者は、事前に対象施設の現況を確認し、現況の状態のまま愛称表示を行うことを了解した上で応募すること)

- (10) 募集対象としている施設は、施設の維持管理の観点から必要な整備等を命名権者の了解を得ずに道路管理者の判断で行うことがある。なお、整備等を原因としてやむを得ず愛称表示が妨げられた期間が発生した場合であっても、これを理由としてネーミングライツ料の減額及び返還は行わない
- (11) 募集対象としている施設について、施設そのものが廃止された場合や、施設の管理者が埼玉県ではなくなった場合には、ネーミングライツ契約は自動的に解除される。この場合において納付されたネーミングライツ料については、月割計算により契約解除の原因発生日が属する月の翌月以降の分を命名権者に返還する
- (12) 年1回以上安全点検を実施すること
- (13) 本書及び契約書に定めのない事項は、道路管理者と命名権者が協議して定めるものとする

《愛称表示のイメージ》



* 市町村の屋外広告物条例の規定により、別途「埼玉県歩道橋ネーミングライツ事業」と表示が必要な場合があります。詳細は事業者選定後に調整します。